
川西町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和5年3月
川西町

目次

1. 背景.....	1
1.1. 地球温暖化に関する国内外の昨今の動向について.....	1
1.2. 地球温暖化対策推進法とその目的について.....	1
2. 国の削減目標に沿ったレベルの削減目標の設定.....	2
2.1. 国の「地球温暖化対策計画」.....	2
2.2. 川西町のこれまでの取組と温室効果ガス.....	4
3. 川西町地球温暖化実行計画の計画期間・基準年等.....	5
3.1. 計画の目的.....	5
3.2. 計画の範囲.....	5
3.3. 計画期間・基準年.....	6
3.4. 事務事業編の関連計画と位置づけ.....	7
4. エネルギー消費量・温室効果ガス排出量分析.....	8
4.1. 温室効果ガス排出量の算定方法.....	8
4.2. 基準年度の活動量.....	9
4.3. 基準年度比の温室効果ガス排出量.....	10
4.4. 施設ごとの温室効果ガス排出状況.....	12
5. 温室効果ガス排出量削減目標値.....	18
5.1. 削減目標の考え方.....	18
5.2. 川西町における温室効果ガス削減目標.....	19
6. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討.....	20
6.1. 取組み方針.....	20
6.2. 取組み内容.....	21
6.3. 取組み体制.....	26

1. 背景

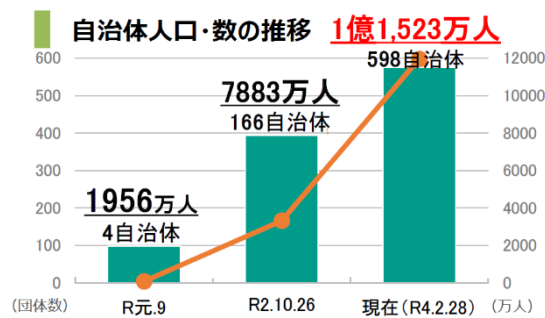
1.1. 地球温暖化に関する国内外の昨今の動向について

(1) パリ協定

2015年12月にCOP21にてパリ協定が採択されました。「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に保つ(1.5℃に抑える努力をする)」ことを目標し、さらに21世紀後半には温室効果ガス排出実質ゼロを目指すものです。

(2) 菅内閣総理大臣(当時)所信表明演説

2020年10月26日に当時の菅内閣総理大臣は所信表明演説にて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。



自治体の「2050年カーボンニュートラル宣言」

(3) IPCC第6次評価報告書

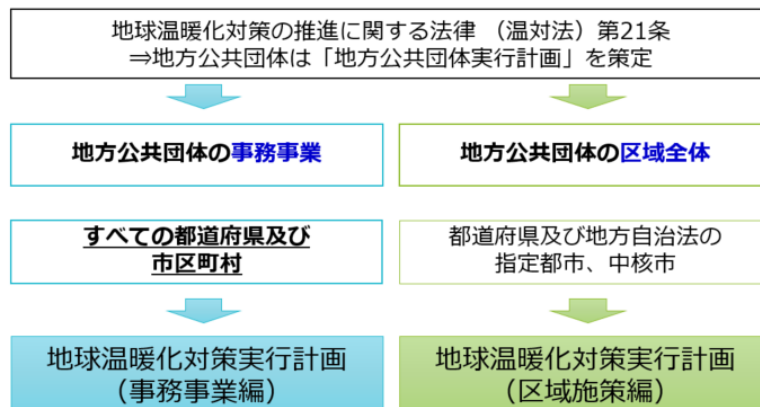
2023年(令和5年)3月20日に発表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第6次評価報告書によると、今のままでは21世紀の間に世界の平均気温が1.5℃を超える可能性が高く、2℃より低く抑えることが更に困難になると報告されています。

1.2. 地球温暖化対策推進法とその目的について

(1) 地球温暖化対策推進法の改正

2021年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置づけ実行計画を拡充し、市町村は地方公共団体実行計画において、再エネ利用促進等施策と施策の実施目標(再エネ導入量など)を定めることになりました。

地方公共団体実行計画とは



(2) 地球温暖化対策実行計画の根拠

地球温暖化対策推進法の第21条にて「都道府県及び市町村は、(中略)事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。」とあり、「計画期間」「地方公共団体実行計画の内容」「実施しようとする措置の内容」「その他地方公共団体実行計画に関し必要な事項」について定める必要があります。

2. 国の削減目標に沿ったレベルの削減目標の設定

2021年7月30日に公表された国の「地球温暖化対策計画」では、2030年度において、「温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく。」としています。

本町では、国の地球温暖化対策計画に準じた「川西町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、対策施策を検討するとともにPDCAサイクル構築し地球温暖化対策を推進します。

2.1. 国の「地球温暖化対策計画」

(1) 2050年カーボンニュートラルを目指して

2021年10月22日に国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。中期的目標としては2030年度において、2013年度比46%の削減目標(業務その他部門においては51%の削減)、長期的目標としては2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ(2050年カーボンニュートラル)を目指します。

中期目標：2030年度において、2013年度比51%削減

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂	14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：国の地球温暖化対策計画(温室効果ガス排出量の削減目標)

(2) 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

「地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための施策を推進する。特に地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの最大限導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。また、地域の多様な課題に応える脱炭素に資する都市・地域づくりや循環型社会の形成の推進に取り組む。」と記載されています。

地方公共団体が講ずべき措置等の基本的事項

1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行
2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進
3. 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進
4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

(3) 地球温暖化対策計画に掲載された取組（「業務その他部門」、「運輸部門」）

「業務その他部門」では、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることによりエネルギー消費量の削減が図られることから、より一層の機器のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底等を図ることが求められています。また、「運輸部門」では、EV、FCV などへの転換、公共交通機関や自転車の利用促進など、以下に示す取組内容が盛り込まれています。

「業務その他部門」の取組(抜粋)

1. 自主的取り組みの推進
2. 建築物の省エネルギー化
3. 省エネ性能の高い設備・機器の導入促進
4. 徹底的なエネルギー管理の実施
5. エネルギーの地産地消、面的利用の促進
6. 脱炭素型ライフスタイルへの転換

など

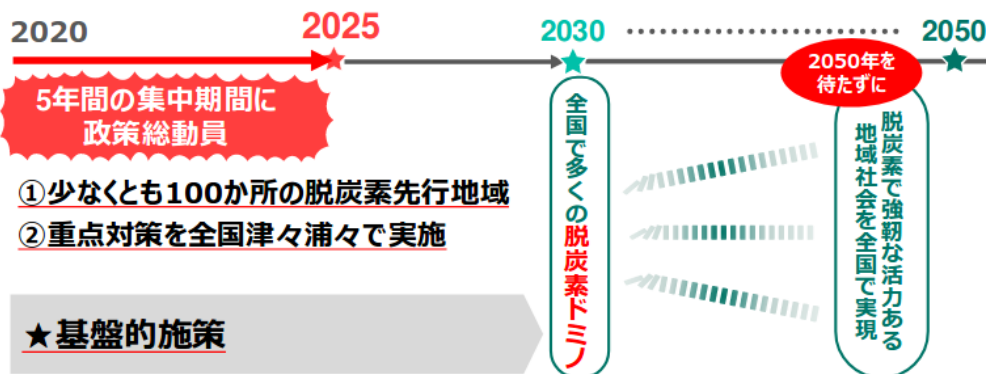
「運輸部門」の取組(抜粋)

1. 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割～7割にする
2. 2035年までには電動車(EV、FCV、PHEV、HV)の割合を100%にする
3. 道路交通流対策
4. 公共交通機関・自転車の利用促進

など

(4) 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素ロードマップ

- 今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所**の「**脱炭素先行地域**」をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



国は、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定)を策定しました。このロードマップに基づき、「地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく。」としています。

2.2. 川西町のこれまでの取組と温室効果ガス

(1) 川西町のまちづくりの取り組みと温室効果ガス

川西町では第3次総合計画にて4つの柱が示されています。その柱のうちの2つは「人・企業が集まるまちづくりの推進」「行財政改革の推進」です。奈良盆地の中心に位置し県内各地や大阪・京都・名古屋などの都市ともつながっている本町は既存の公共交通網に加えて、道路網を整備することで交通アクセスを向上させ、積極的に人や企業を呼び込むことに取り組んでいます。

同時に持続可能な生活環境の構築はSDGs視点からも重要であると考えます。その為には地球環境の保全として省エネルギー、省資源、カーボンニュートラル等の取組みなどの環境に配慮した循環型社会の形成が必要です。

交通アクセスが向上することで交通量が増えれば運輸部門、企業誘致によっては産業部門における温室効果ガスの増加の可能性があるため、経済成長や町の発展を達成しつつ、温室効果ガスの削減を実現するデカップリングを目指すことが求められます。

その為の第一歩がこの「川西町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」です。まずは役場が率先して温室効果ガスを削減しカーボンニュートラルへの道筋を示すことで、将来の川西町全体における持続可能な地域の創造に向かうことができるものと考えています。

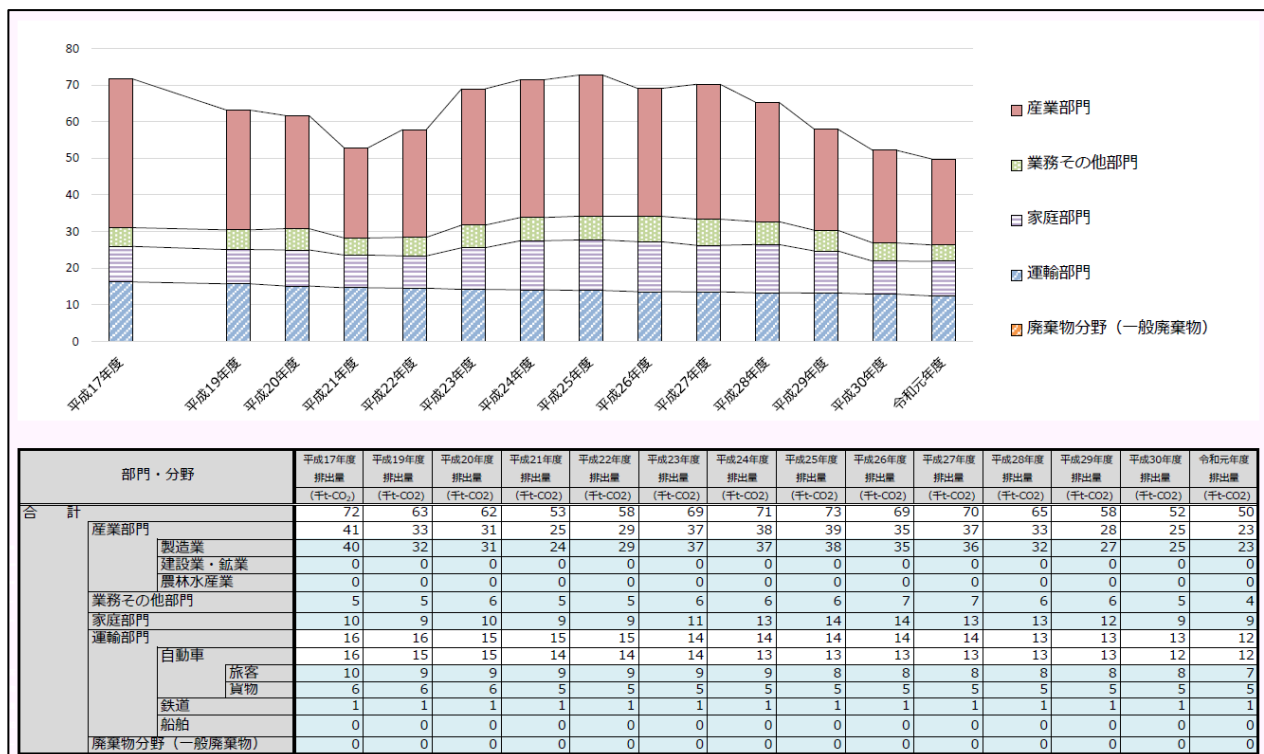
(2) 川西町全体での温室効果ガスの排出状況

役場以外も含む川西町全体の2019年度(令和元年度)の温室効果ガスの排出量は約50,000t-CO₂でした。国の基準年である2013年度(平成25年度)の排出量は約73,000t-CO₂でしたので、川西町全体では約30%減っています。

しかし、国の目標値である2030年に2013年度比46%削減を達成するには排出量を約39,000t-CO₂にする必要があります。

今回の地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、「業務その他部門」が主に対象となる範囲です。まずは川西町役場からカーボンニュートラルへの取り組みを進め、将来的に町全体への波及させることを目指します。

川西町内における温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化



【自治体排出量カルテより抜粋】

3. 川西町地球温暖化実行計画の計画期間・基準年等

3.1. 計画の目的

川西町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「川西町事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、川西町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

3.2. 計画の範囲

(1) 対象とする施設

川西町事務事業編の対象とする範囲は、町が行うすべての事務・事業を行う組織とし、対象施設は町が事務・事業活動を展開する全ての施設とします。(公営住宅は事務所部分が対象。)

表 3-1 事務事業編の対象施設

No.	施設名	施設分類	施設用途	施設区分
1	役場庁舎	行政系施設	庁舎等	事務所等
2	消防第1分団	行政系施設	消防施設	事業系
3	消防第2分団	行政系施設	消防施設	事業系
4	防災倉庫	行政系施設	消防施設	事業系
5	文化会館	文化系施設	集会施設	集会所等
6	ふれあいセンター	文化系施設	集会施設	集会所等
7	東人権文化センター	文化系施設	集会施設	集会所等
8	西人権文化センター	文化系施設	集会施設	集会所等
9	下永老人憩の家	文化系施設	集会施設	集会所等
10	梅戸憩の家	文化系施設	集会施設	集会所等
11	中央公民館(けやきホール)	文化系施設	集会施設	集会所等
12	川西幼稚園	学校教育系施設	幼稚園	学校等
13	川西小学校	学校教育系施設	小学校	学校等
14	式下中学校 教室棟	学校教育系施設	中学校	学校等
15	式下中学校 屋内運動場	学校教育系施設	中学校	学校等
16	式下中学校 給食施設	学校教育系施設	中学校	学校等
17	いぶき子どもセンター	子育て支援施設	幼児・児童施設	集会所等
18	すばる子どもセンター	子育て支援施設	幼児・児童施設	集会所等
19	子育て支援センター	子育て支援施設	幼児・児童施設	事業系
20	川西学童保育所	子育て支援施設	学童保育室	学校等
21	保健センター	保健・福祉施設	保健施設	事業系
22	ぬくもりの郷デイサービスセンター	保健・福祉施設	高齢福祉施設	事業系
23	ぬくもりの郷グループホーム	保健・福祉施設	高齢福祉施設	事業系
24	ぬくもりの郷ボランティア棟	保健・福祉施設	高齢福祉施設	事業系
25	ぬくもりの郷秋桜棟	保健・福祉施設	高齢福祉施設	事業系
26	中央体育館	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	集会所等
27	下永体育館	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	集会所等
28	梅戸体育館	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	集会所等
29	唐院屋内運動場	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	集会所等
30	街灯	インフラ施設	インフラ施設	事業系
31	上水道	インフラ施設	インフラ施設	事業系
32	公園街灯	インフラ施設	インフラ施設	事業系
33	下永公営住宅	公営住宅	町営住宅	事務所等
34	唐院公営住宅	公営住宅	町営住宅	事務所等

※施設区分は「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)ver.1.2」(環境省、令和4年3月)を踏まえ、事務所等、学校等、集会所等、事業系の4つの区分とした。

(2) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項にて規定されていた7物質のうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の4種類とします。

なお、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)については、川西町の事務及び事業からの排出実績がないため対象外とします。

表 3-2 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な排出源	計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用	○
	燃料の使用	
メタン (CH ₄)	自動車の走行等	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行等	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	自動車用エアコンの使用等	○
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体素子等の製造等	—
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気機械器具や半導体素子等の製造等	—
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体素子等の製造等	—

3.3. 計画期間・基準年

2023年度から2030年度末までを基準年度とします。また、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しをします。

表 3-3 基準年度・目標年度・計画期間

基準年度	2017(平成 29)年度
目標年度	2030(令和 12)年度
計画期間	2023(令和5)年度～2030(令和 12)年度 (8年間)

計画の見直しについては、計画期間のおよそ中間年にあたる2027年度(令和9年度)に実態把握及び評価を行うとともに、情勢等が大きく変化した場合などは、その都度、見直しを行います。

また、目標年度に対する削減量などの割合又は量を示すための基準となる年度として、データが取得できる2017年度(平成29年度)を基準年度と定めます。



図 3-1 計画期間

3.4. 事務事業編の関連計画と位置づけ

本計画は、根拠法及び国の計画、本町の上位計画を踏まえて策定します。

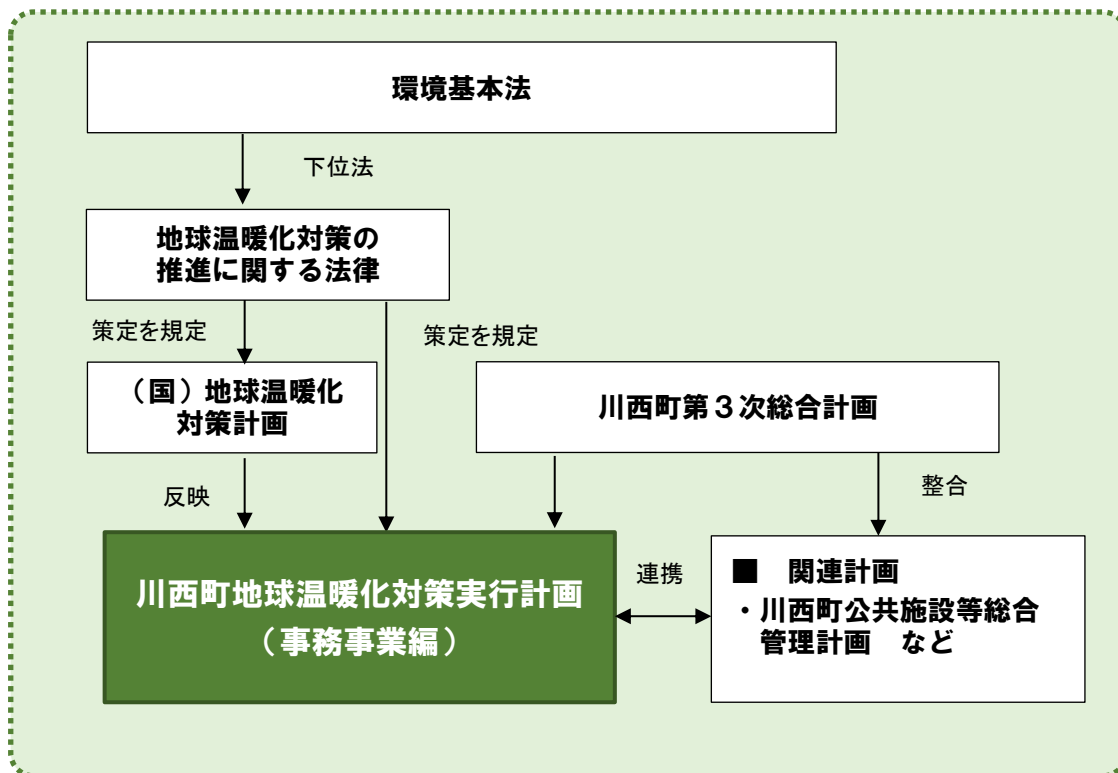


図 3-2 川西町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の関連計画との位置づけ

4. エネルギー消費量・温室効果ガス排出量分析

4.1. 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 算定式

次の算定式に示すように、温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

活動量	温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気使用量、燃料使用量、公用車走行距離などがこれに該当します。
排出係数	活動量から温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、地球温暖化対策推進法施行令第3条で活動区分ごとに規定されています。 なお、電気の使用に伴う温室効果ガス排出係数については、国の削減目標と整合を図るため、環境省が毎年公表する電気事業者別CO ₂ 排出係数を用います。
地球温暖化係数	温室効果ガス種ごとの排出量をCO ₂ 相当量に換算するための係数であり、地球温暖化推進法施行令第4条で規定されています。 温室効果ガス排出量の評価は、CO ₂ 相当量を用いて評価します。

(2) 排出係数・地球温暖化係数

算定に用いた排出係数及び地球温暖化係数は、下表に示す通りです。

電気の排出係数は、小売りの自由化に伴って電気事業者ごとに異なるとともに、年度によって変動します。

表 4-1 排出係数一覧(CO₂)

温室効果ガスの排出要因			排出係数			地球温暖化係数
			2017年度 (平成29年度) 基準年度	2021年度 (令和3年度) 直近年度	単位	
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用	関西電力	0.509	0.362	kg-CO ₂ /kWh	1
		エネサーブ	0.493	0.347	kg-CO ₂ /kWh	
	燃料の使用	都市ガス	2.29		kg-CO ₂ /m ³	
		天然ガス	2.22		kg-CO ₂ /m ³	
		A重油	2.71		kg-CO ₂ /L	
		LPガス	3.00		kg-CO ₂ /kg	
		灯油	2.49		kg-CO ₂ /L	
		ガソリン	2.32		kg-CO ₂ /L	
		軽油	2.58		kg-CO ₂ /L	

表 4-2 排出係数一覧(CH₄・N₂O・HFCs)

温室効果ガスの排出要因			排出係数			地球温暖化係数	
			2017年度 (平成29年度) 基準年度	2021年度 (令和3年度) 直近年度	単位		
メタン (CH ₄)	ガソリン	普通・小型乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km	25		
		軽乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km			
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km			
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km			
		軽貨物者	0.000011	kg-CH ₄ /km			
		特種用途自動車	0.000035	kg-CH ₄ /km			
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002	kg-CH ₄ /km			
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km			
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km			
		特種用途自動車	0.000013	kg-CH ₄ /km			
天然ガス	特種用途自動車	0.000105	kg-CH ₄ /km				
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン	普通・小型乗用車	0.000029	kg-N ₂ O/km	298		
		軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km			
		普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km			
		小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km			
		軽貨物者	0.000022	kg-N ₂ O/km			
		特種用途自動車	0.000035	kg-N ₂ O/km			
	軽油	普通・小型乗用車	0.000007	kg-N ₂ O/km			
		普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km			
		小型貨物車	0.000009	kg-N ₂ O/km			
		特種用途自動車	0.000025	kg-N ₂ O/km			
	天然ガス	特種用途自動車	0.000015	kg-N ₂ O/km			
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ※			0.010		kg-HFCs/台・年	1,430

※カーエアコン冷媒の漏洩

4.2. 基準年度の活動量

基準年度である2017年度(平成29年度)(以下、「基準年度」といいます。)と直近年度である2021年度(令和3年度)(以下、「直近年度」といいます。)の活動量は以下のとおりです。

(1) 川西町における基準年度比の活動量

表 4-3 川西町における基準年度比の活動量

活動項目	単位	2017年度 (平成29年度) 基準年度	2021年度(令和3年度)直近年度		
			基準年度比 増減量	基準年度比 増減率	
電気使用量	電気	kWh	1,684,574.40	1,642,006.00	▲ 42,568.40 97.5%
燃料使用量	都市ガス	m ³	2,754.00	14,862.30	12,108.30 539.7%
	LPG	m ³	6,092.20	7,625.80	1,533.60 125.2%
	灯油	ℓ	38,844.20	17,166.00	▲ 21,678.20 44.2%
	ガソリン	ℓ	10,108.02	8,252.33	▲ 1,855.69 81.6%
	軽油	ℓ	11,908.61	11,898.04	▲ 10.57 99.9%
ガソリン車走行距離	乗用車	km	91,797.15	65,724.91	▲ 26,072.24 71.6%
	軽自動車	km	38,748.15	28,452.80	▲ 10,295.35 73.4%
	普通貨物車	km	0.00	0.00	0.00 -
	小型貨物車	km	0.00	0.00	0.00 -
	軽貨物車	km	0.00	0.00	0.00 -
	特種用途自動車	km	26,137.35	26,314.53	177.17 100.7%
ディーゼル車走行距離	乗用車	km	57,881.24	57,277.74	▲ 603.50 99.0%
	普通貨物車	km	0.00	0.00	0.00 -
	小型貨物車	km	2,127.66	1,445.97	▲ 681.69 68.0%
	特種用途自動車	km	55,904.01	59,147.04	3,243.03 105.8%
カーエアコン使用	カーエアコン台数	台	39	40	1 102.6%

4.3. 基準年度比の温室効果ガス排出量

(1) 全体の排出量

本町における基準年の2017年度(平成29年度)における温室効果ガスを最も排出しているものは電力使用にともなうものであり、全体の80%以上を占めています。

表 4-4 基準年度と直近年度の温室効果ガス排出内訳

単位：t-CO₂

ガス種別	活動項目	2017年度 (平成29年度) 基準年度	2021年度(令和3年度) 直近年度			
				基準年度比 増減量	基準年度比 増減率	
エネルギー起源CO ₂	電気	834.47	574.26	▲ 260.22	68.8%	
	都市ガス	6.31	34.03	27.73	539.7%	
	LPG	39.89	49.93	10.04	125.2%	
	灯油	96.70	42.73	▲ 53.97	44.2%	
	ガソリン	23.47	19.16	▲ 4.31	81.6%	
	軽油	30.78	30.76	▲ 0.03	99.9%	
メタン (CH ₄)	ガソリン車走行距離	乗用車	0.02	0.02	▲ 0.01	71.6%
		軽自動車	0.01	0.01	▲ 0.00	73.4%
		普通貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		小型貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		軽貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		特種用途自動車	0.02	0.02	0.00	100.7%
	ディーゼル車走行距離	乗用車	0.00	0.00	▲ 0.00	99.0%
		普通貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		小型貨物車	0.00	0.00	▲ 0.00	68.0%
		特種用途自動車	0.02	0.02	0.00	105.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン車走行距離	乗用車	0.79	0.57	▲ 0.23	71.6%
		軽自動車	0.29	0.19	▲ 0.10	64.4%
		普通貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		小型貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		軽貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		特種用途自動車	0.27	0.27	0.00	100.7%
	ディーゼル車走行距離	乗用車	0.12	0.12	▲ 0.00	99.0%
		普通貨物車	0.00	0.00	0.00	-
		小型貨物車	0.01	0.00	▲ 0.00	68.0%
		特種用途自動車	0.42	0.44	0.02	105.8%
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコン台数	0.56	0.57	0.01	102.6%	
エネルギー起源CO ₂		1031.62	750.87	▲ 280.75	72.8%	
CH ₄		0.08	0.07	▲ 0.01	89.6%	
N ₂ O		1.90	1.59	▲ 0.31	83.9%	
HFCs		0.56	0.57	0.01	102.6%	
総排出量		1034.16	753.11	▲ 281.05	72.8%	

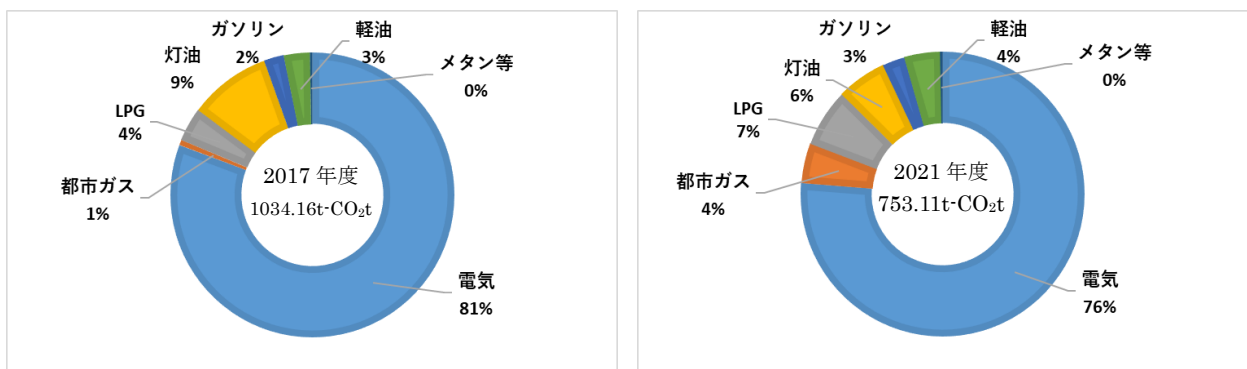


図 4-1 基準年度と直近年度の温室効果ガス排出構成

基準年度における温室効果ガス排出量は 1,034.16t-CO₂ です。また、直近年度の温室効果ガス排出量は 753.11t-CO₂ となり、基準年度比▲27.2%となっています。

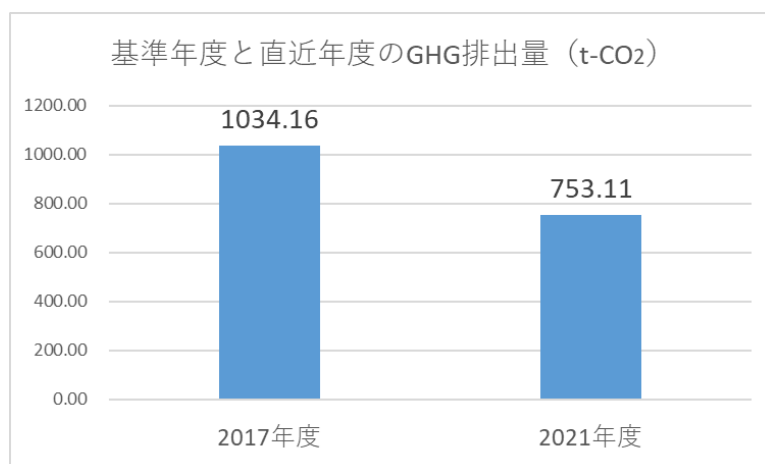


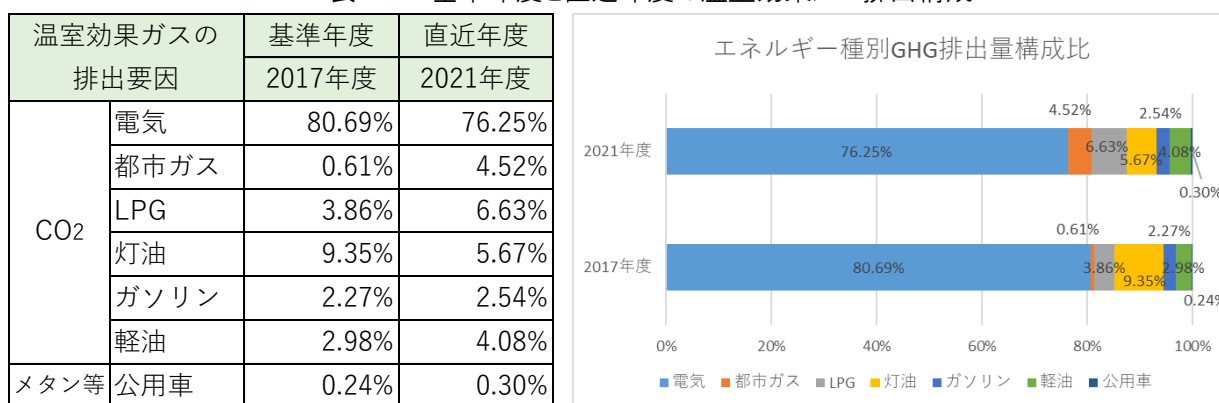
図 4-2 基準年度と直近年度の温室効果ガス排出量(全体)

(2) 本町の事務事業における温室効果ガスの排出量状況

① 町全体の状況

エネルギー起源による温室効果ガスの排出の内、直近年度の 2021 年度(令和3年度)ではメタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)が占める割合は 0.3%であり、温室効果ガスの 99%以上が二酸化炭素(CO₂)となっています。

表 4-5 基準年度と直近年度の温室効果ガス排出構成



2017 年度(平成 29 年度)におけるエネルギー種別の温室効果ガスの排出量の構成比は、電気の使用によるものが最も多く(80.69%)、次いで灯油(9.35%)、液化石油ガス(LPG)(3.86%)となっています。

2021 年度では電気の使用(76.25%)、次いで液化石油ガス(LPG)(6.63%)、灯油(5.67%)と電気の構成比が 4.44%下がっています。全体としての温室効果ガス排出量は 281.05t-CO₂ 減少し 27.2%減となっています。(表 4-4 参照)

4.4. 施設ごとの温室効果ガス排出状況

(1) 施設ごとの温室効果ガス排出状況

施設区分別での温室効果ガスの排出状況(公用車による温室効果ガスを除く)では、事務所等からの排出が最も多く、これは本町役場の庁舎の電力使用が多いことによります。(電気は役場庁舎と文化会館は一緒に使用しており、当報告書では「事務所等」として算出しています。)

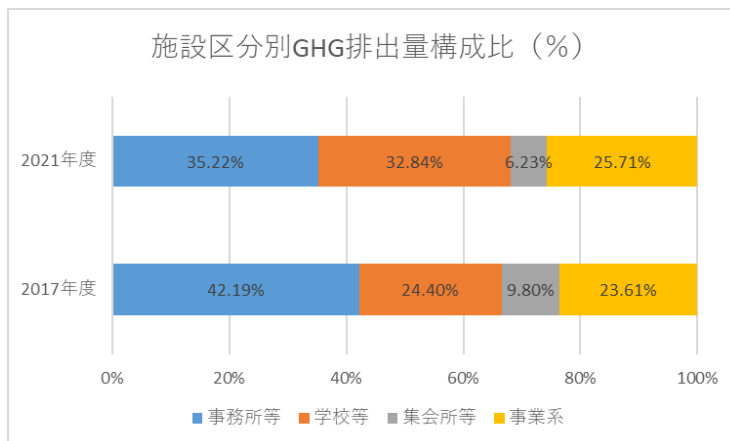


図 4-3 施設区分別温室効果ガス排出構成比

温室効果ガスの排出量は事務所等、学校等、集会所等、事業系のいずれにおいても減少しています。

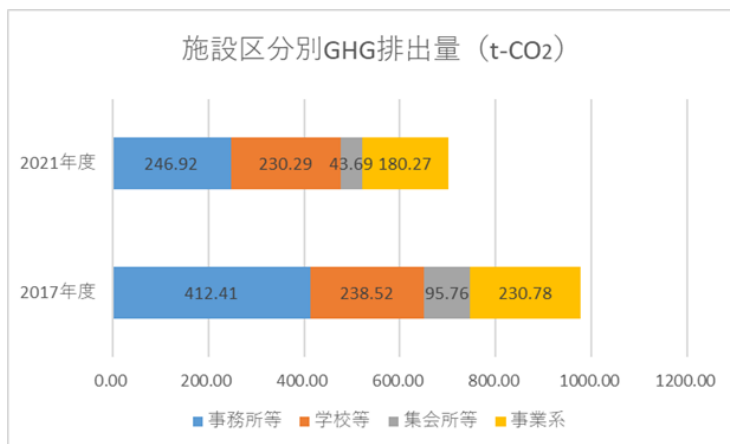


図 4-4 施設区分別温室効果ガス排出量の比較

(2) 温室効果ガス排出量の多い施設

直近年度の 2021 年の温室効果ガス排出量の多い施設の上位 10 施設は以下のとおりです。

最も排出量が多い施設は川西町役場庁舎(文化会館も含む)で 238.38t-CO₂ で、次いでぬくもりの郷デイサービスの 128.87 t-CO₂、そして川西小学校 111.11 t-CO₂、式下中学校 105.79 t-CO₂となっています。

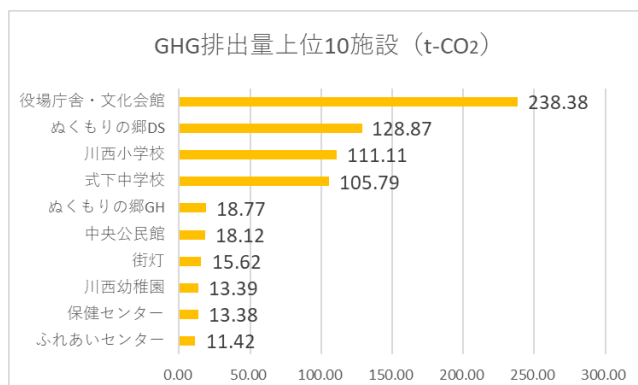


図 4-5 温室効果ガス排出量の多い施設(上位10施設)

下表にもあるように直近年度の 2021 年度の川西町全体の温室効果ガス排出量は 753.11 t-CO₂で、電力によるものは、574.26 t-CO₂と 76.3%を占めています。その内の 38.8%の 223.07 t-CO₂が役場庁舎からの排出です。

全体の排出量からみても庁舎の電力使用からの排出量は 29.6%と約3分の1は役場庁舎の電力使用から排出される温室効果ガスです。

表 4-6 役場庁舎等の電気の使用からの温室効果ガス排出量(t-CO₂)

項目	2017年	2021年
全体でのGHG排出量	1034.16	753.11
電気からのGHG	834.47	574.26
庁舎等からのGHG	342.73	223.07
その他施設等からのGHG	199.69	178.85

(3) 施設区別の排出量状況

① 事務所等

事務所等におけるエネルギー種別の温室効果ガス排出量の推移をみると、2017 年度 412.4 t-CO₂から 2021 年度 246.9 t-CO₂と大きく減少しています。電気による温室効果ガスの排出が 123.9 t-CO₂減少しており、灯油からの温室効果ガスが0になっています。

表 4-7 事務所等のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

年度	電気	都市ガス	LPG	灯油	ガソリン	計
2017年度	355.5	6.3	1.3	49.3	0.0	412.4
2021年度	231.6	14.1	1.2	0.0	0.0	246.9

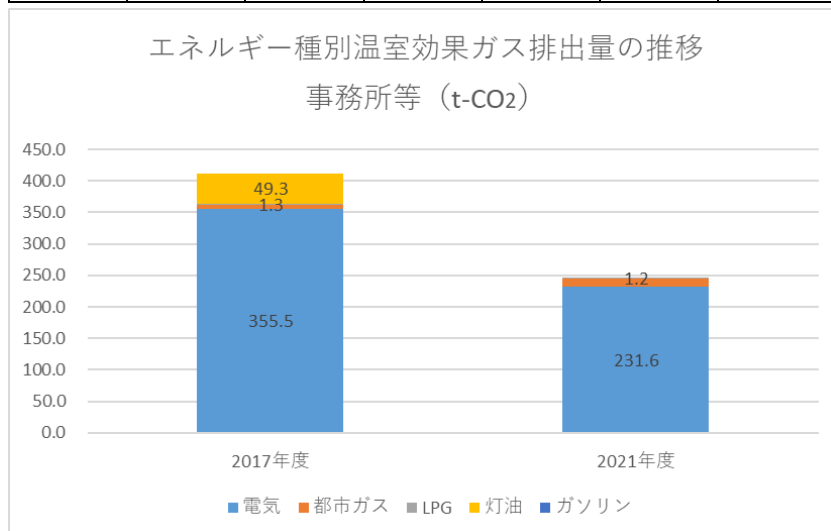


図 4-6 事務所等のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

温室効果ガス排出量が多い施設としては、川西町役場庁舎(文化会館含む)があげられます。

②学校等

学校等におけるエネルギー種別の温室効果ガス排出量の推移は微減している。電気が206.9 t-CO₂から185.7 t-CO₂へと21.2 t-CO₂減少しているが、0だった都市ガスが20 t-CO₂増えている。LPG及びガソリンは若干であるが増加しています。

表 4-8 学校等のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

年度	電気	都市ガス	LPG	灯油	ガソリン	計
2017年度	206.9	0.0	18.9	12.6	0.1	238.5
2021年度	185.7	20.0	19.0	5.4	0.2	230.3

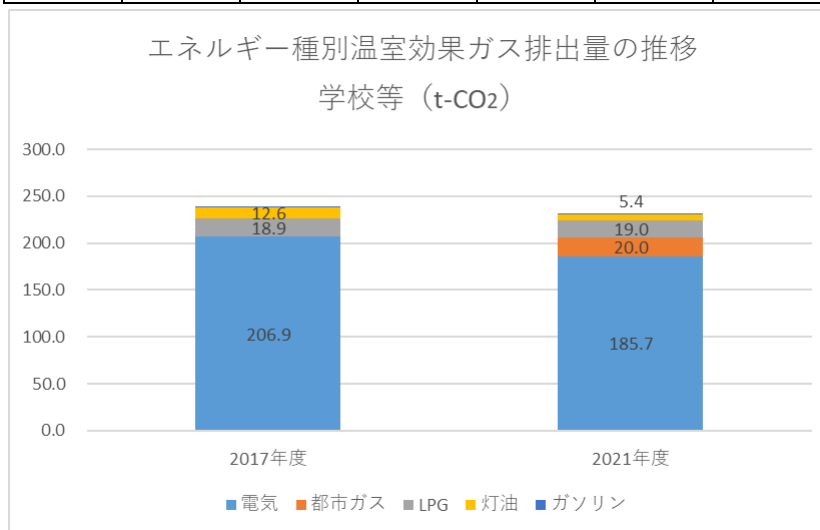


図 4-7 学校等のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

温室効果ガス排出量の多い施設としては、川西小学校、式下中学校があげられる。式下中学校は排出量が減少しているが、川西小学校では増加しています。

③集会所等

集会所等におけるエネルギー種別の温室効果ガス排出量の推移は半減している。特に電気による温室効果ガスが大きく減少していますが、LPGは増加しています。エネルギー種別では電気による排出が88.8%となっています。(2021年度)

表 4-9 集会所等のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

年度	電気	都市ガス	LPG	灯油	ガソリン	計
2017年度	95.6	0.0	0.1	0.0	0.0	95.8
2021年度	38.8	0.0	4.9	0.0	0.0	43.7

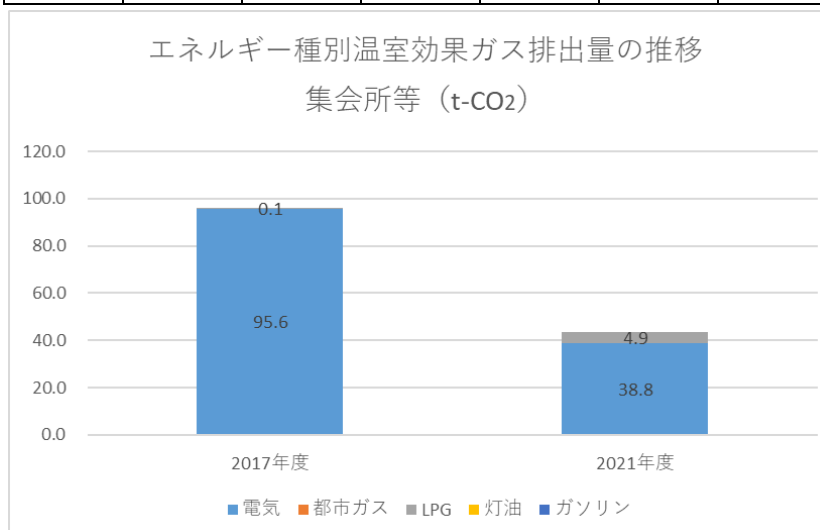


図 4-8 集会所等のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

排出量の多い施設としては、中央公民館(けやきホール)、ふれあいセンターがありますが、ともに 2017 年度と 2021 年度の比較では中央公民館で約 57%減少、ふれあいセンターで約 60%減少しています。

④事業系

事業系におけるエネルギー種別の温室効果ガス排出量の推移は減少しています。LPGと灯油は増加していますが、電気による温室効果ガスは約 58.3 t-CO₂ 減少しています。

表 4-10 事業系のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

年度	電気	都市ガス	LPG	灯油	ガソリン	計
2017年度	176.4	0.0	19.5	34.9	0.0	230.8
2021年度	118.1	0.0	24.8	37.3	0.0	180.3

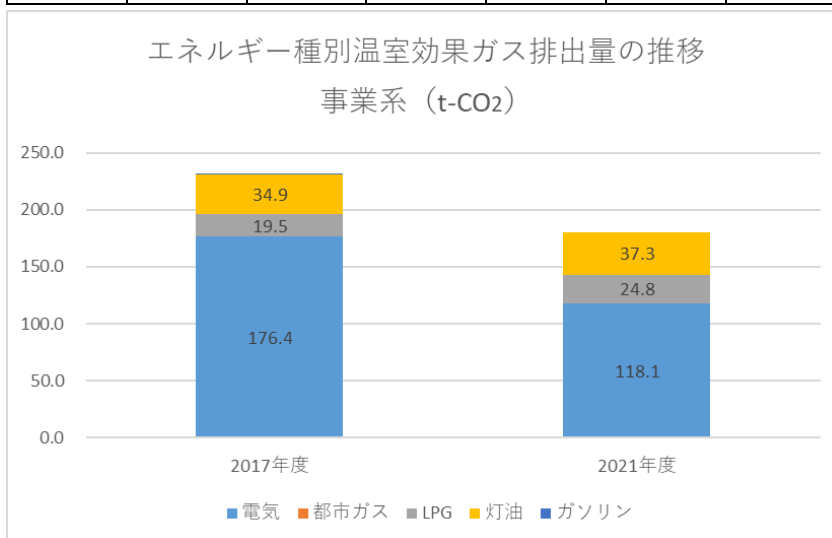


図 4-9 事業系のエネルギー種別温室効果ガス排出量推移(t-CO₂)

排出量の多い施設としては、ぬくもりの郷デイサービスセンターがあげられます。

(4) エネルギー使用量の現状

本町における年間エネルギーの種類別使用量を基準年度と直近年度で表したものが以下の表です。

表 4-11 年間エネルギー使用量の比較

	エネルギー	単位	2017年度 平成29年度	2021年度 令和3年度	増減	割合
1	電気 (関西電力)	kWh	178,051	250,815	72,764	140.9%
2	電気 (エネサーブ)	kWh	1,435,918	1,343,405	-92,513	93.6%
3	電気 (関西電力：街灯分)	kWh	70,605	47,786	-22,819	67.7%
4	都市ガス	m ³	2,754	14,862	12,108	539.7%
5	LPG	m ³	6,092	7,626	1,534	125.2%
6	灯油	ℓ	38,844	17,166	-21,678	44.2%
7	ガソリン	ℓ	41	86	45	209.3%
8	公用車 (ガソリン)	ℓ	10,067	8,167	-1,900	81.1%
9	公用車 (軽油)	ℓ	11,909	11,898	-11	99.9%

エネルギー種別によって単位が異なるため、以下にてそれぞれ個別に表します。

①電気

電気は関西電力・エネサーブ・街灯として区分しました。関西電力・エネサーブと表記しているものは施設等での使用であり、街灯は関西電力を使用しています。全体としては減少していますが、関西電力使用分は増加しています。

表 4-12 年間エネルギー使用量の比較(電気)

	エネルギー	単位	2017年度 平成29年度	2021年度 令和3年度	増減	割合
1	電気(関西電力)	kWh	178,051	250,815	72,764	140.9%
2	電気(エネサーブ)	kWh	1,435,918	1,343,405	-92,513	93.6%
3	電気(関西電力:街灯分)	kWh	70,605	47,786	-22,819	67.7%
	合計		1,684,574	1,642,006	-42,568	97.5%

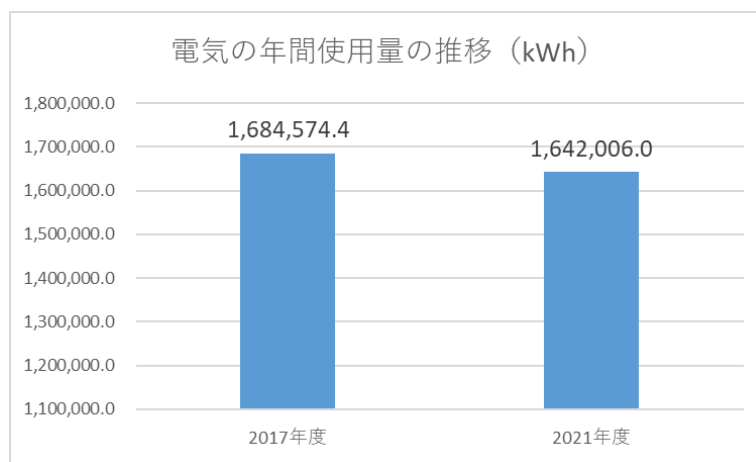


図 4-10 年間エネルギー使用量の比較(電気)

②都市ガス・LPG

都市ガスとLPG(液化石油ガス)は 2.5 倍の使用量となっている。都市ガスは 5 倍以上の使用量となっていますが、これは 2017 年ではほとんど使用がなかった川西小学校と川西幼稚園で使用量が増加したためです。

表 4-13 年間エネルギー使用量の比較(都市ガス・LPG)

	エネルギー	単位	2017年度 平成29年度	2021年度 令和3年度	増減	割合
1	都市ガス	m ³	2,754	14,862	12,108	539.7%
2	LPG	m ³	6,092	7,626	1,534	125.2%
	合計		8,846	22,488	13,642	254.2%

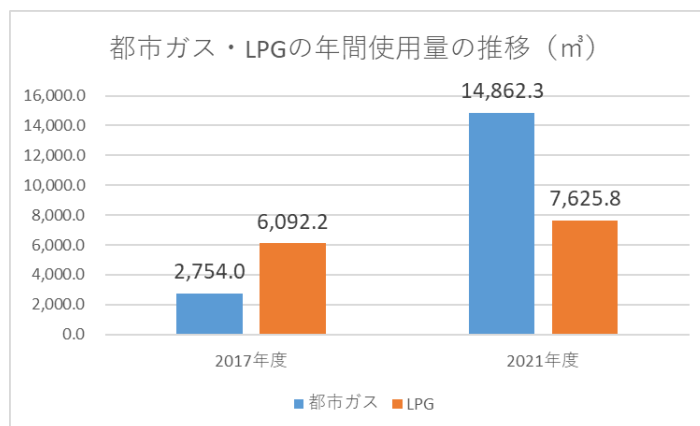


図 4-11 年間エネルギー使用量の比較(都市ガス・LPG)

③灯油・ガソリン（公用車使用分以外）

灯油の使用量は半分以上減少しています。これは文化会館での使用が無くなったこと及び式下中学校で減少したことによります。

表 4-14 年間エネルギー使用量の比較(灯油・ガソリン:公用車以外)

	エネルギー	単位	2017年度 平成29年度	2021年度 令和3年度	増減	割合
1	灯油	ℓ	38,844	17,166	-21,678	44.2%
2	ガソリン	ℓ	41	86	45	209.3%
	合計		38,885	17,252	-21,633	44.4%

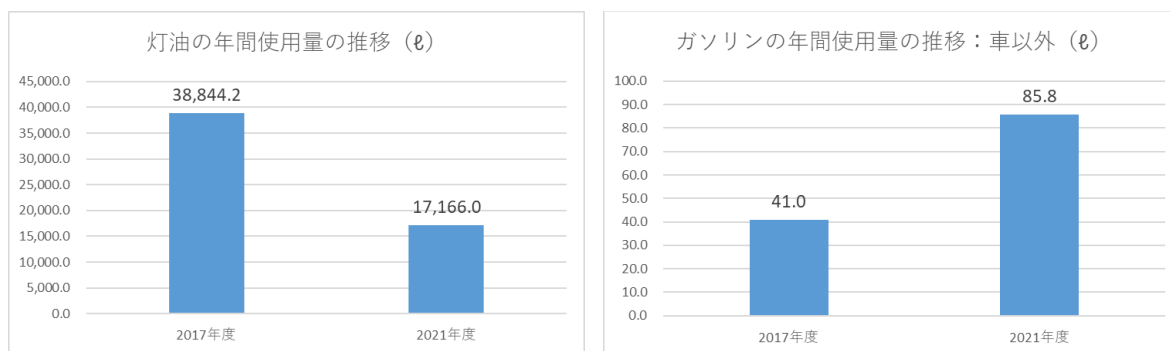


図 4-12 年間エネルギー使用量の比較(灯油・ガソリン:公用車以外)

④公用車（ガソリン・軽油）

公用車については、全体としては1割近く減少しています。ガソリンは約2割の減少ですが、軽油の使用は減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

表 4-15 年間エネルギー使用量の比較(公用車:ガソリン・軽油)

	エネルギー	単位	2017年度 平成29年度	2021年度 令和3年度	増減	割合
1	公用車（ガソリン）	ℓ	10,067	8,167	-1,900	81.1%
2	公用車（軽油）	ℓ	11,909	11,898	-11	99.9%
	合計		21,976	20,065	-1,911	91.3%

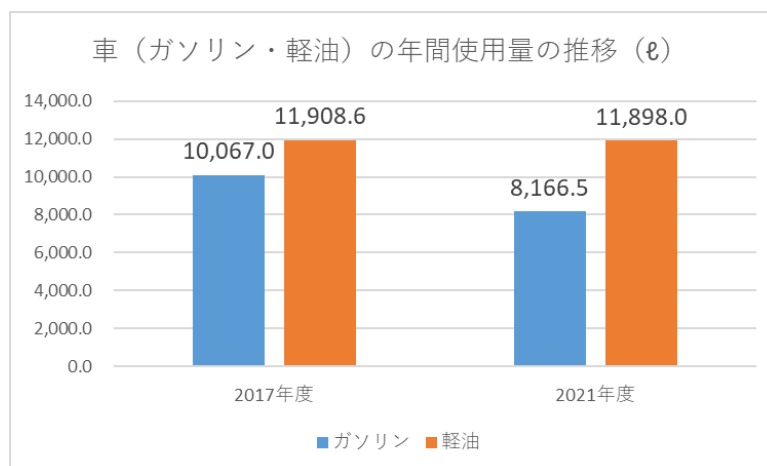


表 4-13 年間エネルギー使用量の比較(公用車:ガソリン・軽油)

5. 温室効果ガス排出量削減目標値

国は、「地球温暖化対策計画」において「令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 46%削減」を目指すとしており、このうち地方公共団体を含む「業務その他部門」については 51%の削減が求められています。このことから、本町においても国に即した取組を実施していくことを前提として、2030(令和 12)年度には国の削減目標と同程度の削減を目指します。

表 5-1 国の「地球温暖化対策計画」における削減目標

(単位:百万t-CO₂)

部 門	2013(平成 25)年度 (基準年度)	2030(令和 12)年度		
		排出量目安	削減率	基準年からの 削減量
エネルギー起源 CO ₂				
産業部門	463	289	38%	174
業務その他部門	238	116	51%	122
家庭部門	208	70	66%	138
運輸部門	224	146	35%	78
エネルギー転換部門	106	56	47%	50
計	1,235	677	45%	558
非エネルギー起源 CO ₂	82.3	70.0	15%	12.3
メタン	30.0	26.7	11%	3.3
一酸化二窒素	21.4	17.8	17%	3.6
代替フロン等 4 ガス	39.1	21.8	44%	17.3
吸収源	—	-47.7	—	—
合 計	1,408	760	46.0%	760

5.1. 削減目標の考え方

本町においては、2030 年度の削減目標を国の目標と同じく 51%減を目指すものとします。

電気等のエネルギー使用量等の最も古いデータは 2017 年度(平成 29 年度)であり、この年度を基準年度とします。基準年度の温室効果ガス排出量は 1, 034.2 t-CO₂ でした。

表 5-2 基準年度における温室効果ガス排出量

年度	温室効果ガス排出量
基準年度 2017 年	1, 034.2 t-CO ₂

環境省の自治体排出量カルテの川西町の「業務その他部門」のデータから温室効果ガスの排出量を基準年度である 2017 年度を基にして各年度の比率を割り出し、それを上記 1, 034.2 t-CO₂ をあてはめて算出した結果が以下のグラフです。

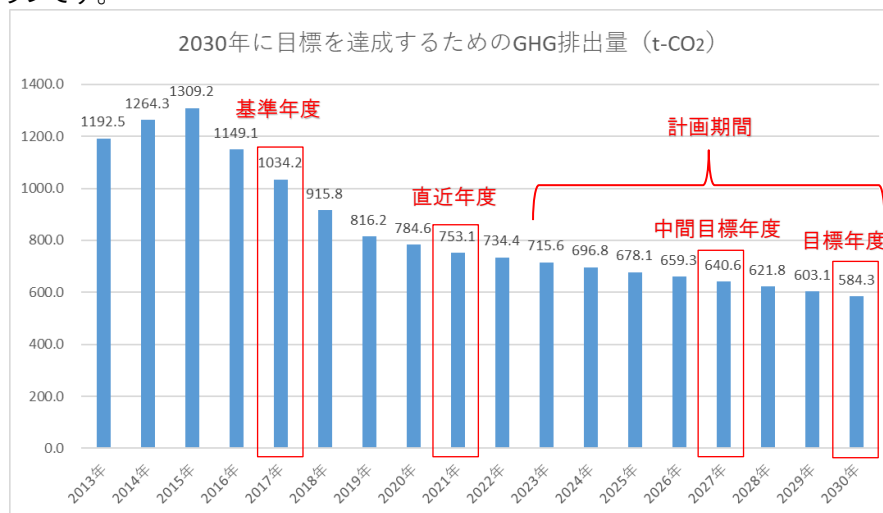


図 5-1 2030 年度に目標を達成するための温室効果ガス排出量

5.2. 川西町における温室効果ガス削減目標

(1) 国の目標に即した川西町の削減目標値の設定

国の削減目標値を基準にしながら現状に即した削減可能量を推計し実現可能性の高い削減目標値を設定します。

上記の算出方法により、国の基準である2030年度に2013年度比51%減にあたる川西町での温室効果ガス排出量は584.3 t-CO₂となるため、これを削減目標とします。

これは基準年度である2017年度比では43.5%になります。

表 5-3 川西町における2030年度の温室効果ガス排出量の目標値

年度	温室効果ガス排出量
基準年度 2017年度	1,034.2 t-CO ₂
直近年度 2021年度	753.1 t-CO ₂
目標年度 2030年度	584.3 t-CO ₂

2030年度584.3 t-CO₂を達成するには、基準年度である2017年度より449.9 t-CO₂の削減、直近年度である2021年度より168.8 t-CO₂の削減をする必要があります。

直近のデータがある2021年度から2030年度まで毎年一律に逡減させた温室効果ガス排出量が以下の表です。

表 5-4 2030年の目標達成までの温室効果ガス目標値(t-CO₂)と削減率(前年比)

	直近年度									目標年度
	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年
GHG排出量 (t-CO ₂)	753.1	734.4	715.6	696.8	678.1	659.3	640.6	621.8	603.1	584.3
削減量 (t-CO ₂)	—	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8
削減率 (%)	—	2.49%	2.55%	2.62%	2.69%	2.77%	2.84%	2.93%	3.02%	3.11%

2022年度以降、毎年18.8 t-CO₂の削減が必要となります。前年対比で平均2.78%の削減をすることで2030年度に2017年度43.5%減(2013年度比51%減相当)である2030年度での温室効果ガス排出量584.3 t-CO₂を達成することができます。

6. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

6.1. 取組み方針

川西町における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた基本的な方向性を以下のとおりに定め、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組みを実行していきます。

■ 電気供給の見直しと使用量の削減

- 温室効果ガスの排出量の約 8 割を占める電気の使用による温室効果ガスの排出量削減は最も有効な取組みです。
- 電気供給の見直しや電気使用量の削減等の施策を講じて地球温暖化対策を進めます。

■ 温室効果ガスの削減に配慮した施設等の更新

- 環境に配慮した設備等への改修・更新（照明の LED 化等）を計画的に推進します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの更なる導入を検討し排出量削減を推進します。

■ 日常業務における省エネ推進

- 日常の事務や施設管理において、省エネルギーに取り組めます。
- 温室効果ガスの排出状況などを職員に周知し、目標達成のための具体的な数値を共有します。
- カーボンマネジメント体制を確立し、PDCA サイクルを回しながら温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

6.2. 取組み内容

温室効果ガス削減の取組みにおいては、SDGs の視点を取り入れます。



主な取組と SDGs の対応するゴール	
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>省エネルギー設備・機器の導入 再生可能エネルギーの利用</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>建築物の省エネ化 低燃費車・次世代自動車の導入の検討</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>事務事業における環境配慮の推進 ごみの減量化・資源化</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>計画全般が該当</p>

(1) 電気供給の見直し

川西町における温室効果ガス排出量の約 8 割を占める電気による温室効果ガス排出削減の対策が最も有効な取り組みです。

直近年度である 2021 年度(令和 3 年度)における温室効果ガスの排出量は 753.1 t-CO₂ ですが、電気による排出量は 574.3 t-CO₂ で約 76%を占めます。

表 6-1 年間の温室効果ガス排出量の比較(電気)

	エネルギー	単位	2017年度 平成29年度	2021年度 令和3年度	増減	割合
1	電気(関西電力)	t-CO ₂	90.6	90.8	0.2	100.2%
2	電気(エネサーブ)	t-CO ₂	707.9	466.2	-241.7	65.9%
3	電気(関西電力:街灯分)	t-CO ₂	35.9	17.3	-18.6	48.1%
	合計		834.5	574.3	-260.2	68.8%

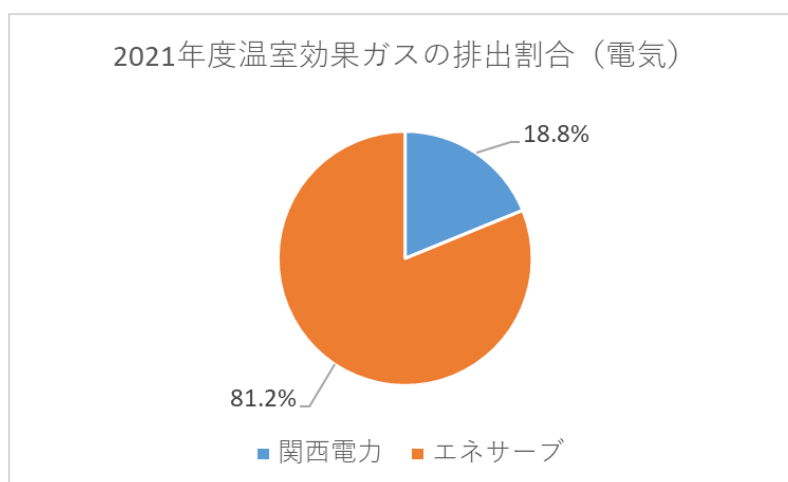


図 6-1 年間の温室効果ガス排出量の割合(電気)

2021 年度で見るとエネサーブによる温室効果ガス排出量は関西電力によるものの5倍あり、電気による排出量の 80%以上を占めます。(街灯は関西電力分に含む)

このエネサーブ分を関西電力に切り替えて試算したものが以下の表です。

2022 年度の関西電力の排出係数(0.000299 t-CO₂/kWh)を用い、直近でデータのある 2021 年度の電気使用量をあてはめて計算すると、温室効果ガス排出量は 653.3 t-CO₂となり、99.8 t-CO₂の削減となります。

表 6-2 2030 年の目標達成までの温室効果ガス目標値(t-CO₂)と削減率(前年比):関西電力で算出

	直近年度									目標年度
	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年
GHG排出量 (t-CO ₂)	753.1	653.3	644.7	636.0	627.4	618.8	610.2	601.6	592.9	584.3
削減量 (t-CO ₂)	—	99.8	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
削減率 (%)	—	13.25%	1.32%	1.34%	1.36%	1.37%	1.39%	1.41%	1.43%	1.45%

これを基に 2030 年度に 584.3 t-CO₂を達成するには、前年対比で約1.3%~1.4%程度の削減、排出量で毎年 8.6 t-CO₂の削減となります。2022 年起点で 69 t-CO₂削減する必要があります。

(2) 公共施設等での取組み

①省エネルギーに資する取組

◆ハード面の取組み(施設の設備等の更新)

省エネルギーに資する取組としては、「高効率空調機器への更新」「LED 照明の導入」「高効率給湯機器への更新」等があります。

「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)ver.1.2」(環境省、令和4年3月)の資料編にて示されている設備更新の省エネ率一覧に照らし合わせて、現時点で川西町にて検討されているハード面の取組みである「照明の LED 化」を該当施設にあてはめたとところ以下のような結果となりました。

表 6-3 省エネのハード面の取組みによる温室効果ガス削減量

対象施設	用途分類	ハード面の取組み	省エネ率	電気使用量 (kWh)	削減電気量 (kWh)	GHG排出削減量 (t-CO ₂)
役場庁舎・文化会館	事務所等	照明のLED化	10.6%	642,840.0	68,141.0	24.67
西人権文化センター	集会所等	照明のLED化	7.3%	11,595.0	846.4	0.31
東人権文化センター	集会所等	照明のLED化	7.3%	5,176.0	377.8	0.14
梅戸集会所	集会所等	照明のLED化	7.3%	1,393.0	101.7	0.04
ぬくもりの郷	病院等	照明のLED化	13.3%	248,130.0	33,001.3	11.95
				909,134.0	102,468.3	37.09

上記は直近年度である 2021 年度の電気使用量を基にして算出しています(排出係数は 2021 年度の関西電力で算出)。これら施設の照明を LED 化することで温室効果ガス排出量が合計で 37.09 t-CO₂ 削減することが見込めます。(文化会館の電気使用量は役場庁舎と合算しています。)

◆ソフト面の取組み(施設設備等の運用変更)

施設の設備等運用方法を変更することで、省エネルギーを期待することができる。特に電気使用量の多い役場庁舎では有効であると考えます。(参考として役場庁舎等の省エネ率を記載)

表 6-4 省エネのソフト面の取組み例

ソフト面の取組み	内容	事務所等の 省エネ率 (%)
冷房設定温度緩和	冷房設定温度を1℃緩和する。	0.008
暖房設定温度緩和	暖房設定温度を1℃緩和する。	0.003
外気導入量の制御	外気導入量を基準外気量より20%削減する。	0.004
外気取入れ停止	就業前の予冷・予熱運転時の外気取り入れ量を停止する。	0.001
熱源機器運転時期の停止	熱源機器の運転開始時間を季節ごとに検討。 (予熱時間を1時間→0.5時間に変更)	0.022
空調運転時間の短縮	空調が不要な季節や不在時等に空調運転を停止する。 (空調運転時間を1時間短縮)	0.007
フィルターの定期的な清掃	フィルターの清掃を1ヶ月に一度実施することにより機器の効率低下を防ぐ。	0.002
給湯温度の調整	給湯温度の設定を低く調整することで、給湯エネルギー消費量や配管の熱損失を減らす。	0.001
給湯期間の短縮	冬期以外の給湯を停止する等、給湯期間を短縮し、熱源エネルギー消費量を削減する。	0.003
照明照度の調整	照明照度を作業の状況及び作業環境の快適性に配慮し、JIS照明基準における推奨照度以下に設定する。	0.016
エネルギーモニタリング制御の導入	BEMS を導入し、ビルのエネルギー管理を行う。	0.002
カーテン・ブラインドにより日射を調整	夏期は冷房中や帰る前に日射を適切に遮蔽し、冬期は日射を取り入れる。	0.009

②再生可能エネルギーの活用と導入拡大（再エネ導入に資する取組）

◆ハード面の取組み（施設への太陽光発電設備の導入）

地球温暖化対策推進法の改正により、再生可能エネルギーを最大限導入していくことが義務化されました。したがって公共施設へ再生可能エネルギーを導入することが求められます。太陽光発電を設置するだけでなく、町の率行的行動として、蓄電池と併用し施設内のエネルギーの地産地消を目指すとともに、川西町が災害に強い（レジリエントなまち）、町民に安心安全なまちとして持続可能な発展を目指していくことが求められています。

本町においては既に公共施設への太陽光パネルの設置を行っていますが、さらに設置できる場所を探すことを検討します。

また、公共施設の駐車場へソーラーカーポートを設置し、EV 充電器や蓄電池を導入することで公用車による温室効果ガス排出削減になると同時に災害時等の電源供給など、エネルギーの地産地消・災害に強いまちづくりとして有効であるため、導入の検討を行います。

◆ソフト面の取組み（PPA の導入）

PPA とは、電力販売契約のことで、施設等に太陽光発電を無償で設置でき、発電した電力を自分で購入する電力小売のモデルのことです。本事業をモデル化し、太陽光発電及び蓄電池も含めて普及すれば、災害時にも電力供給できる安全安心なまちづくり（レジリエントなまち）にもつながることが期待できます。

新しく太陽光パネルを設置する際には PPA の可能性を検討します。

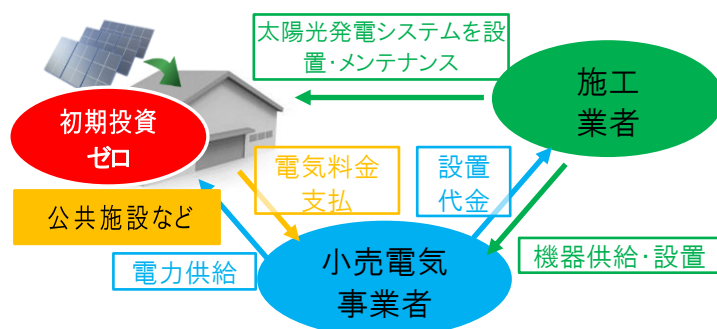


図 6-2 PPA 事業のモデルスキーム

③省資源に資する取組（グリーン、水道・廃棄物）

職員各自の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが重要であり、町民サービスや行政事務に影響のない範囲で省資源に向けた取組みを推進します。

表 6-5 省資源に資する取組み例

取組み項目	取組み内容
備品の購入	・ 再生紙の購入
	・ 納入物品等の包装に関する簡素化の要請
	・ 環境負荷が小さなグリーン購入の推進
備品の使用	・ 古紙配合率の高い再生紙を使用
	・ 両面印刷、両面コピー、裏面活用の徹底
	・ 資料の簡略化や共有化による用紙の削減
	・ 文書の電子化
廃棄物の減量 リサイクル	・ プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルの推進
	・ 使用済み封筒、ファイル等の再利用
	・ 割り箸・紙コップ、ストロー等の使い捨て製品の使用の自粛
	・ 詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入
	・ ごみの分別徹底と再資源化
照明等	・ 照明を使用しない場所、時間帯におけるこまめな消灯
	・ 照明設備の間引きの実施、窓側の照明の消灯
	・ 計画的、効率的な業務の遂行による時間外勤務の縮減
	・ 使用しないOA機器、電化製品などの主電源のカット
	・ 長時間使用しない機器の省エネモードの設定
その他	・ クールビズ、ウォームビズの励行
	・ ノー残業デーの励行等による計画的、効率的な業務の遂行
	・ トイレ使用時の水量調節による日常的な節水の励行

④その他環境負荷低減に資する取組

◆公共施設の ZEB 化

公共施設等総合管理計画に準じて、施設の老朽化等による大規模改修などの時には、省エネルギー診断も含めて行い、ZEB 化の検討を行います。

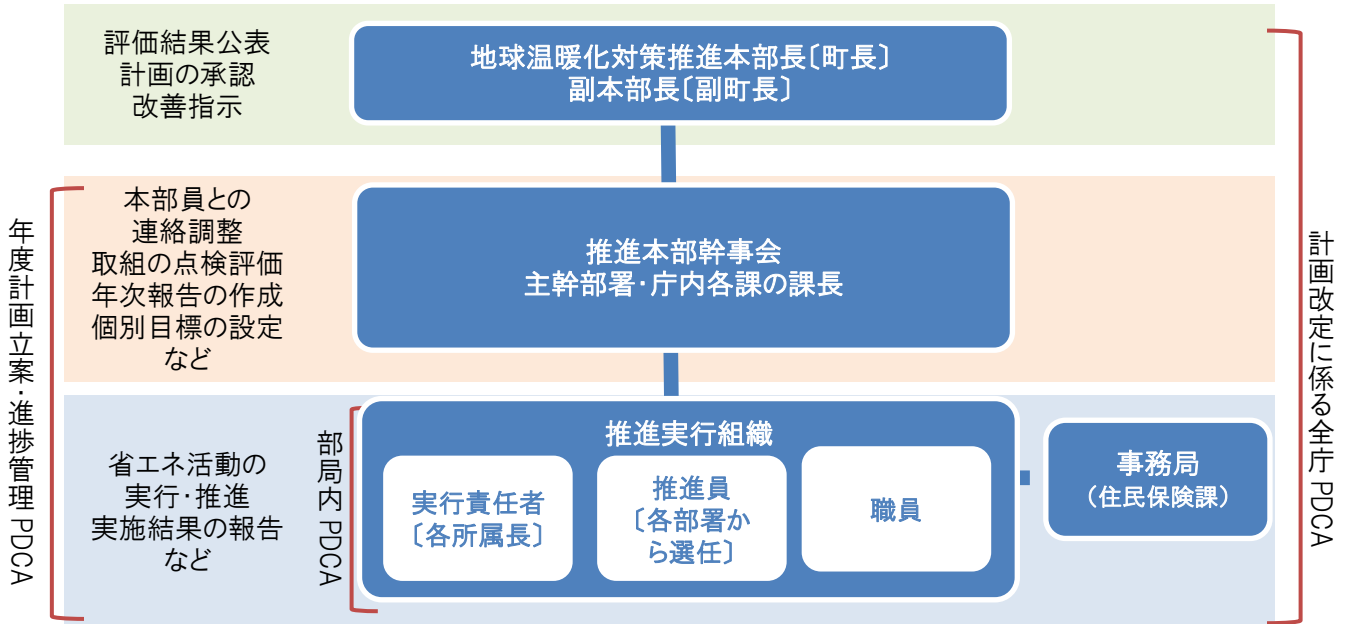
◆EV 自動車の導入

次世代型自動車の導入方法として、公用車への導入とデマンド乗合タクシー「川西こすもす号」、ごみ収集車等への導入を環境負荷低減の視点から検討を行います。

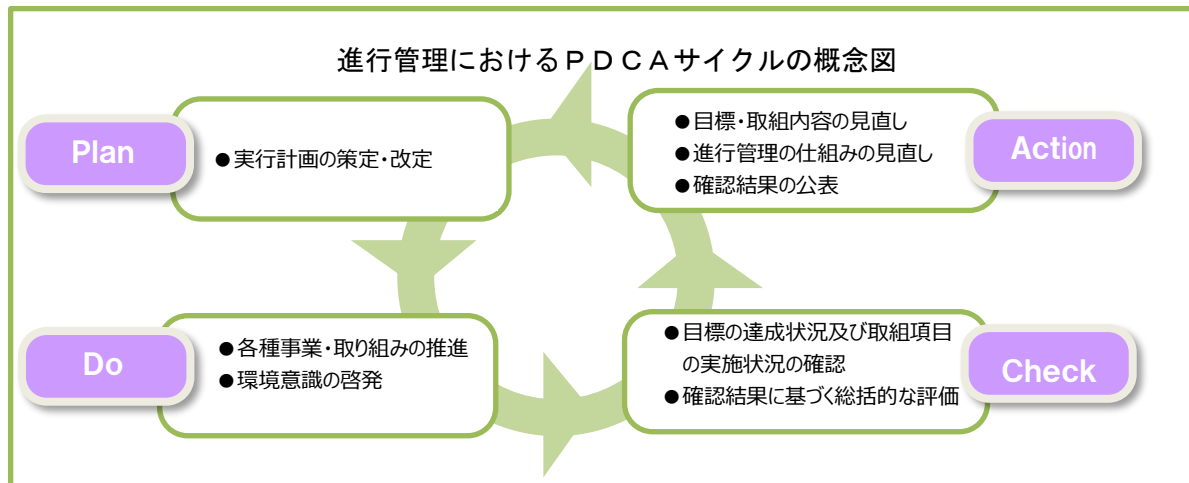
6.3. 取組み体制

温室効果ガスの削減目標達成には、PDCA サイクルの構築による継続的で多層的な運用が欠かせません。現状の体制を強化・拡充し、庁内での役割を明確化した多層的なカーボンマネジメント体制を構築し、継続的な改善を適宜実施し、温室効果ガス削減の取組みを推進します。

推進体制では町内の横断的な対策の取組みや調整や個別目標の設定・改善の指示等を行う町長を本部長とした(仮称)川西町地球温暖化対策推進本部を設置し、個別の取組み等の実施状況や改善事項を把握するための住民保険課を事務局として推進します。各部署からは実行責任者と推進員を配置します。



実施状況の確認・評価は、本計画に掲げた目標の達成に向けて、取組が適切に行われ、当該目標が達成されているかという進行管理を各段階において実施します。



事務局は、実行責任者を通じてエネルギー使用量等の実績を収集し、施設単位での温室効果ガス排出量を集計し、四半期又は毎月の定期的な排出量の集計を行うとともに、毎年1回、年間排出量を算出します。

年間排出量は、(仮称)川西町地球温暖化対策推進本部内にて報告・共有し、取組内容を評価した上で、取組方針等の修正を行います。

計画の中間年度である2027年度(令和9年度)に計画の見直しを行い、取組項目や目標値等の修正を行い、最終年度である2030年度(令和12年度)に最終評価を行います。

最終評価では、設定した目標値の達成状況を把握し、次に目指すべき目標を定め、地球温暖化防止のための新しい計画策定に繋げていくものとします。